

## 条 例

埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十号

埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例

埼玉県県営住宅基金条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（埼玉県県営住宅事業特別会計条例の一部改正）

2 埼玉県県営住宅事業特別会計条例（昭和三十九年埼玉県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、県営住宅基金から生ずる収入」及び「、県営住宅基金積立金」を削る。